

保健主事の役割にみる保健室経営の進展

大野 泰子

The development of the health room management on the role of the health director

Yasuko OHNO

School health law was revised after an interval of half a century in this April and moved to the school health and safety law.

On the report of the Central Council of Education in 2008, it proposes the substantiality of the organization and system which can promote school health, and in order to that, all staffs of school are required to have common consciousness to solve the modern problem of diversification and deterioration about children.

On the proposal, it says about five regulative items of duties in school health and safety law, those are health management, health education, health consultation activity, health room management and health organization activity, for a school nurse will play a role as the core of the promotion of the school health.

The viewpoint of the health room management is indispensable for the promotion of the school health, and a school nurse ought to play a role as the core of it.

Therefore the works such as cooperation of the staff in a school and coordination of other organizations concerned are necessary, in that point

I consider that the health director may perform a role of the key person as the cooperater with the Yogo teacher.

I considered the role of the health director and tried to make a form of the cooperation to promote school education and school health education.

Key ward : Yogo teacher、School health、Health director

キーワード : 養護教諭、学校保健、保健主事

はじめに

本年 4 月学校保健法が半世紀ぶりに改正され学校保健安全法となった。平成 20 年中央教育

審議会答申において、多様化・深刻化している子どもの現代的な課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の意識を持ち、学校保健を推進することができる組織体制の充実を提言している。その提言の内容は、養護教諭の役割を学校保健の推進に当たって中核的な役割を果たすとして、学校保健安全法において職務の役割を 5 項目、保健管理、健康教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動、と制定したことである。

保健室経営の視点は学校保健の推進に欠くことができないものであり、養護教諭が中核的な役割を行っていくためには教職員間の連携や関係機関のコーディネート等の働きが必要であり、その協力者となるキーパーソンは保健主事ではないかと考える。

学校教育・学校保健教育を推進していくために、保健主事の役割を再確認し協力の形を考察した。

1. 研究目的

保健室経営の視点は学校保健の推進に欠くことができないものであり、養護教諭が中核的な役割を行っていくためには教職員間の連携や関係機関のコーディネート等の働きが必要である。

それは保健主事の役割とするところであり、保健主事と養護教諭の関係に視点を置き、保健室経営をさらに推進するためには、養護教諭に求められる力の要素を調査、研究したいと考える。

2. 調査の方法

平成 21 年 6 月、保健室経営調査三重県内の小中高校養護教諭 91 人、並びに保健主事の調査 S 市養護教諭 31 名に質問紙による調査を実施し、郵送により回収した。統計分析は SPSS による X^2 検定を行った。

3. 調査の結果

3・1. 保健室経営計画について

回答者の年齢は 50 歳代が 38%、40 歳代 21%、30 歳代 15%、20 歳代 17%であった。校種別は、小学校 54%、中学校 16%、高校 19%、特別支援学校 3%、中高一貫校 1%であった。

経験年数は 10 年以下が 26%、10~30 年が 37%、31 年以上が 28%、無記名 2%であった。

保健室経営とは何かについて、理解していると回答が全体の 73%、別の質問で経営計画は重要である認識している回答 69%と同等の割合であった。また、経営計画をあまり理解していない 24%は、中・高等学校の回答にやや多い傾向にあった。

保健室経営計画の立案実践は、80%であった（表 1）。保健室経営計画の作成では学校教育目標を受けた立案が 46%、健康実態を考慮した立案 51%、前年度の反省評価を考慮した立案 43%、

計画的組織的な運営を考慮した立案 55%であった。また、毎年計画立案し職員会議で提案している 79%、作成経験なし 15%であった。

経営計画重要性の回答理由は（表 2）職務遂行上 72%、健康課題の明確化 60%、教職員の共通理解 81%と感じているが、養護教諭の専門性発揮 29%、自己評価に役立つ 20%であった。

また保健室経営計画を作成している校種は（表 3）、計画を作成している 69 校のうち、60 校が保健指導をおこなっており、計画が立案されていなくても指導の実施はされているが、保健学習の実施率に有意差（表 4）が見られた。

表 1 保健室経営計画の立案

校種	回答数	立案した	立案していない
小学校	54	45	9
中学校	16	12	4
高等・特別支援学校	22	11	11
小中一貫校	1	1	
計	93	69	24

表 2 経営計画の重要性

職務迫行する上で大切であるから	67 (72%)
児童生徒の健康実態を把握し健康課題を明確にするため必要であるから	56 (60%)
養護教諭の専門性が発揮できるから	27 (29%)
教職員の共通理解が得られるから	75 (81%)
自己評価に役立つから	19 (20%)
必要と言われているから	4 (4%)

表 3 保健室経営計画と保健指導・保健学習

計画作成した (n = 69)	保健指導している 60 (85%)	保健学習している 51 (74%)
	保健指導していない 9 (13%)	保健学習していない 5 (55.6%)
計画作成しない (n = 24)	保健指導している 16 (66.6%)	保健学習している 9 (37.5%)
	保健指導していない 8 (33.3%)	保健学習していない 7 (87.5%)

表4 保健室経営計画とXの有意差がみとめられた項目

	作成している	作成していない
保健指導と校種別	※※	※
保健指導と経験別		※※
保健学習と校種別	※	
保健学習と今後の取り組み	※※※	※

0.05<※

0.01<※

3・2. 保健主事と養護教諭について

S市の保健主事に関する調査では(表5)、保健主事の仕事に対する意識は対外的な役割にとどまっており、保健関係の執務においては養護教諭が主となり実施している様が理解できる。また現在保健主事を兼ねている養護教諭は(表6)、小学校で1人(4.7%)、中学校で5人(50%)であった。

保健主事を養護教諭が兼ねることに対する意識は(表7)、良いイメージは6.5%であり、悪いイメージが強い傾向にある。保健主事の仕事に対する形骸化の認識から、このことに関し悪いと答えた理由の中には、養護教諭に全て仕事が任されることになる、提案がしにくいなどの意見が多かった。一方協力者・相談役は必要と答えており、相互関係にあるようである。

表5 保健主事の役割

	学校保健計画の策定	経営計画の策定協力	学校全体の調整	保健教育の相談協力	市保健委員会評議員	本校保健委員会運営	職員会議の提案	その他
小学校(n=21)	3	3	3	4	9	6	2	4
中学校(n=10)	4	4	4	3	5	1	4	

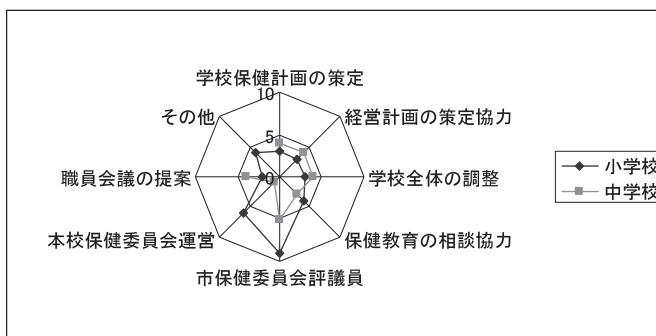


表 6 養護教諭と保健主事の兼務状況

	現在兼務している	過去に兼務した
小学校(n=21)	1 (4.7%)	6 (28.5%)
中学校 (n=10)	5 (50%)	7 (70%)

表 7 兼務に対する養護教諭の意識

質問4	よい	どちらかとい うとよい	どちらかとい うとわるい	わるい	どちらともい えない
小学校(n=21)	1	1	11		8
中学校 (n=10)			2	1	7
計	1	1	13	1	15
	良いイメージ 2 (6.5%)		悪いイメージ 14 (45.2%)		どちらとも15

表 8 保健主事兼務のデメリット

質問4-2	養護教 諭に任さ れる	提案が しにくい	管理的な仕 事は協力し てほしい	相談役 がいる	運営協力 ほしい	その他
小学校	3	0	3	5	1	1
中学校		5	2	1	8	
計	3	5	5	6	9	1

表 9 保健主事に関する意見

- 学校の状況により兼務が良い場合がある
- 他の視点で意見助言をもらいたい、保健の理解者が増えてほしい
- 相談する相手がいたほうが良いとも考えるが
- 実質の仕事上教諭では難しい
- ×兼務は養護中心になって考えることになるが、協力を得られにくかったり、学校保健に関する全てを行っているということになりかねない
- ×保健主事の明確な役割がないと感じるから
- ×兼ねると指導的な立場というらえ方をすると保健室の独自性が損なわれる
- ×兼ねた場合保健分野が養護教諭一人に任されることになる、帳面上のことで、運営は任されることになる

- × 保健のことは養護教諭の仕事という意識が根強く、教諭は関係ないと思いがち
- × 養護だけがかわることとなる
- △ 保健主事の仕事はあってないようなものだから、兼務しても十分できる
- △ 兼務してもしなくても保健指導・運営上不自由を感じない
- △ 学内の体制上保健関係のことを知ってもらっただけでいい、養護教諭とは別のほうが良い、
- △ あまりかわらないから
- △ 経験年数が少なくわからない

4. 結果の考察

4・1. 保健室経営計画と養護教諭

保健室経営計画は、筆者が2008年3月に実施したS市小中学校の調査では大半の学校で養護教諭独自で立案し実施されていたが²⁾、学校保健安全法が施行された平成21年本年の三重県下93校の調査では立案校が、計画を健康教育という位置付けで実践化していることが把握された。

学校において養護教諭は1人勤務がほとんどであるため、経営計画の立案を学校全体のものとして捉え、保健室経営計画が学校経営の中に位置づけられていくようにしたいところである。それには、立案から学校教育目標や前年度の執務の評価、児童の健康実態把握から、PDCAサイクルを意識した実施が行われるよう今後さらに周知していく必要があると考える。

また、今年度の調査から健康問題の解決のために保健教育を展開するためには、保健室経営が確立されていることが要素となることが立証された。

平成20年文部科学省保健体育審議会答申で養護教諭に学校保健の展開の中核的な要素が求められており、まさにこのことを実践していくためには保健室経営にたったマネジメントからの実践が動かざるを得ない状況にあると言えるのではないかと考える。

また、保健主事に関する意見の中に、M県では保健主事制度は管理的なものであり形骸化する考えが浸透しており、長年その役割を軽視した結果、学校全体における学校保健の位置づけが「連携や協力の不安」といった回答に現れているように思われる。

4・2. 養護教諭の保健主事制度について

平成7年4月「学校教育法施行規則」の一部改正があり「保健主事は、教諭又は養護教諭をもってこれを充てる（第22条の4）」となり、これより養護教諭の保健主事登用の途が初めて開けた。³⁾

保健主事の役割は、「学校保健に関する計画の立案とその円滑な実施を図るための連絡調整（学級担任等への指導・助言）」にある。具体的な役割は、次の6項目である。⁴⁾

- ① 学校保健と学校教育全体との調整

- ②学校保健計画の作成とその実施の推進
- ③保健教育の計画作成とその適切な実施の推進
- ④保健管理の適切な実施の推進
- ⑤学校保健活動における組織活動の推進
- ⑥学校保健の評価に関すること

児童生徒の心や体の健康問題の変化とともに保健室への期待も高まり、その機能も変化してきた。養護教諭の職務は非常に幅広いものであり、養護教諭がその専門性を十分発揮できるように支援していくことが大切であり、一般教員にもその理解を得よう努めることが必要である。学校保健活動の円滑な実施のため、日頃から密接な連携を図り、協力することが大切である。

三木は、養護教諭の職務を「実践的」とし、保健主事は「計画と調整に係わる機能的な事項」といい、これらが横軸と縦軸となり支える仕組みとなっていると述べている。³⁾

保健主事は、学校保健委員会の運営にあたりとともに、養護教諭の協力のもとに学校保健計画の策定の中心となり、また、その計画に基づく活動の推進にあたっては、一般教員はもとより、体育主任、学校給食主任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等すべての職員による活動が組織的かつ円滑に展開されるよう、その調整にあたる役割を持つものである。

1998年に全国養護教諭連絡協議会の養護教諭の保健主事への充当状況調査では、ほとんどの府県で平均22%（最大64%）であった。⁵⁾

また、伊藤による1998年名古屋市における現状調査結果では保健主事兼務に賛成者は70.3%で、名古屋市の兼務率は5.4%であった⁶⁾。これに対し、S市の今回の調査では養護教諭の保健主事兼務の賛成者は、小学校では10%、中学校0%、兼務率は小中全体で20%であった。

天野は保健主事の役割を、健康あるいは学校保健に関する「指導体制の要」や「全体の調整役」であり、「企画力、実行力、調整力」が求められているとしている。⁷⁾

さらに、リーダーシップ力として、「組織の中で自分の役割と責任を確かめ、組織が自分にとって何であるかをはっきりとつかみとるなら、やる気は十分にかき立てられる。こうした状況をつくるのを支援するのが、養護教諭の役割である。このことは、養護教諭が保健主事を兼ねることでより実現し易くなるであろう。」と述べている。

養護教諭が保健室経営を進めていくうえで、保健主事の役割はすでにその中に組み込まれており、組織力や連携もここから発信されるものであるなら、このことは特別視することなく、自然に行われていくものであると考えられる。

今日の複雑で多様な健康問題を解決していくためには、いかに組織的に対応していくかが必要とされており、これらを養護教諭の誰もが実践でき、保健主事制度の実質的形骸化を行えるような実践的な力をさらに付けていきたいと考える。複雑で、多様な健康問題を解決していくためにはいかに組織的に対応していくか、保健主事の役割は本人が兼務するは別として、これまで形骸化されてきたここにキーパーソン的な役割があると考えます。

おわりに

保健室経営の実践が学校保健の推進につながると考える。平成7年養護教諭が保健主事を兼ねることができるようになってから今日まで14年が経過しているが、この間に養護教諭の職務は新たな展開を持つ力があると法改正により認められ求められてきている。

今更、この主事制度を「校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる」上下関係の管理的なものにとらえる時代は終わったと考える。

今後この役割を養護教諭がどのようにおこなえる力を付けていくことができるか、さらに研究を進めていきたい。

【参考引用文献】

- 1) 藤岡光子、大野泰子、南川恵子、近藤真由美、荒木清子、岡本陽子、「保健室経営計画が保健指導・保健学習に及ぼす影響について」日本養護教諭学術集会 2009 ; 10
- 2) 大野泰子「学校保健コーディネーターとしての養護教諭－保健室経営についての調査から 鈴鹿短期大学紀要第29巻、2009 ; 2
- 3) 三木とみ子、「保健主事制度と養護教諭の役割」、日本学校保健学会、学校保健研究 VOL40 ; 1998 ; 213・216
- 4) 財) 日本学校保健会、「保健主事の手引（三訂版）」、2004 ; 8－12
- 5) 伊藤泰廣、「学校医からみた保健主事制度」、日本学校保健学会、学校保健研究、VOL40 ; 1998 ; 229－232
- 6) 伊藤紀久栄、「養護教諭の保健主事への充当の実態と今後の課題」、日本学校保健学会、学校保健研究、VOL40 ; 1998 ; 217－220
- 7) 天野敦子、「養護教諭の養成教育に求められるリーダーシップの力量形成について」、日本学校保健学会、学校保健研究 VOL40 ; 1998 ; 233・237